

令和 5 年度 資源リサイクルフロー

令和5年4月現在

(分別排出)

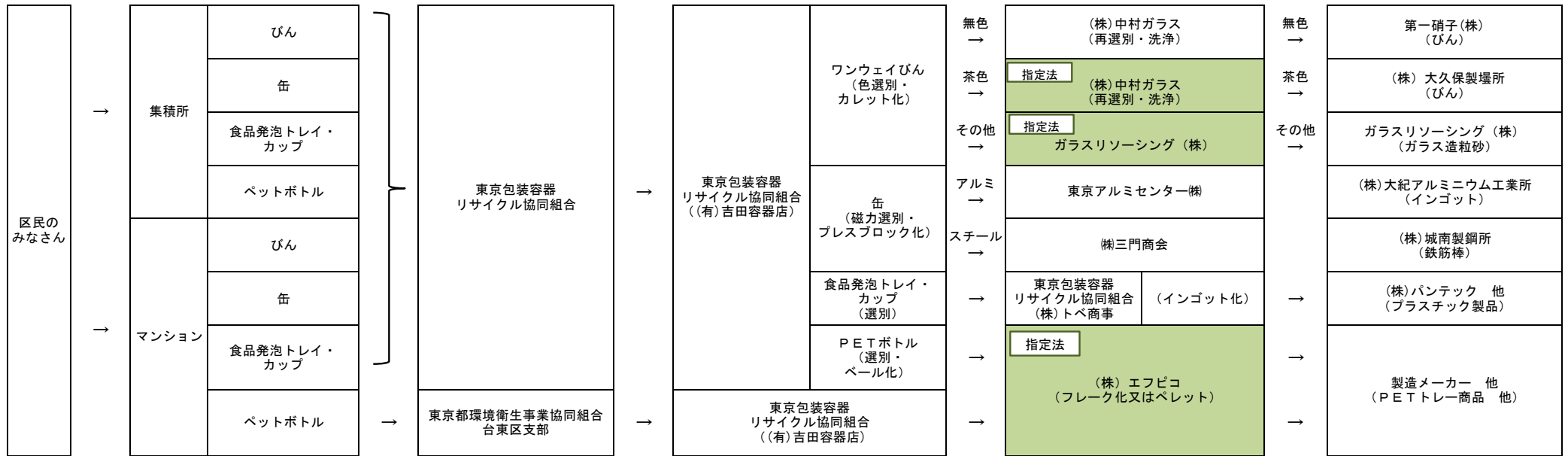
(分別収集)

(運搬)

(選別・保管)

(再商品化)

(製品化)



指定法人とは、容器包装リサイクル法第21条に規定される「指定法人」として、主務4省から指定を受けている公益法人である
(公財)日本容器包装リサイクル協会のことをいい、ここには指定法人が決定した事業者名を表記しています。